

公益社団法人鶴見法人会

Hot Line

2021

11

November



No.570

Schedule 主要行事予定 令和3年11月～令和4年1月

11月
1日(月) 一般可 ●生活習慣病検診① 【場 所】ココファン横浜鶴見 【時 間】9:30～
2日(火) 一般可 ●生活習慣病検診② 【場 所】ココファン横浜鶴見 【時 間】9:30～
2日(火) 一般不可 ●青年部会正副部会長会議 【場 所】法人会会議室 【時 間】18:30～
4日(木) 一般可 ●源泉所得税研修会④ 【場 所】法人会会議室 【時 間】15:00～
9日(火) 一般不可 ●青年部会役員会 【場 所】法人会会議室 【時 間】19:00～
10日(水) 一般可 ●源泉所得税研修会⑤ 【場 所】法人会会議室 【時 間】15:00～
16日(火) 一般不可 ●第15回女性フォーラム新潟大会 【場 所】朱鷺メッセ 【時 間】14:00～

17日(水) 一般可 ●源泉所得税研修会⑥ 【場 所】法人会会議室 【時 間】15:00～
24日(水) 一般可 ●新設法人説明会(※予約制) 【場 所】法人会会議室 【時 間】13:30～
26日(金) 一般可 ●決算法人説明会 【場 所】法人会会議室 【時 間】13:30～
26日(金) 一般不可 ●第35回全国青年の集い佐賀大会 【場 所】佐賀市文化会館 【時 間】15:00～
12月
7日(火) 一般不可 ●青年部会正副部会長会議 【場 所】法人会会議室 【時 間】18:30～
14日(火) 一般不可 ●青年部会役員会 【場 所】法人会会議室 【時 間】19:00～
17日(金) 一般可 ●決算法人説明会 【場 所】法人会会議室 【時 間】13:30～

1月
19日(水) 一般可 ●新設法人説明会(※予約制) 【場 所】法人会会議室 【時 間】13:30～
21日(金) 一般可 ●決算法人説明会 【場 所】法人会会議室 【時 間】13:30～
24日(月) 一般可 ●令和4年新年賀詞交歓会 【場 所】崎陽軒本店 【時 間】18:00～

表紙モデル募集

会員ご家族の思い出に、お子様やお孫さんの成長の記念に。ホットラインの表紙モデルはいかかですか。

お問い合わせは

鶴見法人会事務局 045-521-2531

最新の予定については、鶴見法人会ホームページをご覧ください。

新入会員紹介 令和3年8月～9月

支部名	法人名	正会員・賛助会員		氏 名		住 所	
		電 話		業 種		紹 介 者	
豊岡佃野	(有)アサマ商会	正会員	吉田 愛子	豊岡町23-15		大同生命保険(株)	
		582-0946		不動産業			
市場	クリエイティブエージェンシー(株)	正会員	澤山 貴光	尻手2-3-3-714		(株)エムズリビング	
		080-4909-0407		保険代理店			

税務無料相談

隔月(奇数月)第3水曜日

- 相談日 令和3年11月17日(水)
令和4年1月19日(水)
- 時 間 午後1時
- 場 所 税理士会事務局

【住所:横浜市鶴見区鶴見中央4-35-21】
ニックハイム鶴見中央通ビル201号室

☆税務相談を希望される方は 事前に事務局(電話521-2531)までご連絡ください。
なお、税理士の斡旋、無担保・無保証人・低利の公的融資の斡旋は随時行っておりますので、ご利用ください。

鶴見法人会に入りませんか？

法人会は税に関する活動で企業や社会に貢献します。

お知り合いの法人等をご紹介ください。

鶴見税務署管内の
約2000社が入会

入会の
メリット

- 1 税務対策のサポート・経営知識等の吸収
- 2 異業種交流
- 3 福利厚生
- 4 地域社会への貢献

詳しくはwebで <http://www.tsurumi.or.jp>

鶴見法人会

検索

公益社団法人鶴見法人会は「地域振興助成事業」として鶴見区内において自主的・主体的な地域づくりを推進する団体・グループを支援しています。



Profile

法人名：株式会社千田工務店
役職名：代表取締役
氏 名：榎本ひろみ 氏
続 柄：孫
氏 名：鈴木 詠太
趣 味：滑り台・ブロック・プラレール遊び
支 部：鶴見西支部
撮影場所：セントラルスタジオ

Index

第37回法人会全国大会(岩手大会).....	1～2
理事会報告/事業レポート.....	3
第25回ほうじん劇場のご案内.....	4
女性部会 絵はがきコンクール募集案内.....	5
鶴見ガイドあれこれ.....	6～7
鶴見税務署からのお知らせ.....	8
バス研修会.....	9
横浜市からのお知らせ.....	裏表紙

第37回法人会全国大会 (岩手大会)

10月7日(木)

全法連主催の法人会全国大会ですが、新型コロナウイルス感染症拡大の為、オンライン開催することとなった。

この大会は「法人会の税制改正に関する提言」の内容を発表する場であり、第一部記念講演では、アイリスオーヤマ株式会社代表取締役会長大山健太郎氏による「ユーザイン経営」の講演会、第二部記念式典は、岩手会場と東京会場の2拠点をつなぎ、式典を開催した。

令和4年度税制改正に関する提言 《基本的な課題》

I. 税・財政改革のあり方

1. 税制健全化に向けて

- (1) 感染症拡大が収束段階になった際には、税制だけではなく大胆な規制緩和を行うなど、スピード感をもって日本経済の本格的な回復に向けた施策を講じる必要がある。なお、相応の需要喚起を行うことも必要ではあるが、それがバラマキ政策とならないよう十分配慮すべきである。
- (2) 財政健全化は国家的課題であり、コロナ収束後には本格的な歳出・歳入の一体的改革に入れるよう準備を進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については、聖域を設けずに分野別の具体的な削減の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。
- (3) 国債の信認が揺らいだ場合、長期金利の急上昇など金融資本市場に多大な影響を与え、成長を阻害することが考えられる。政府・日銀には市場の動向を踏まえた細心の政策運営を求めたい。

2. 社会保障制度に対する基本的な考え方

- (1) 年金については、「マクロ経済スライドの厳格対応」、「支給開始年齢の引き上げ」、「高所得高齢者の基礎年金国庫負担相当分の年金給付削減」等、抜本的な施策を実施する。
- (2) 医療は産業政策的に成長分野と位置付け、デジタル化対応など大胆な規制改革を行う必要がある。令和4年度は診療報酬の改定年となるが、給付の急増を抑制するために診療報酬(本体)の配分等を見直すとともに、ジェネリックの普及率をさらに高める。
- (3) 介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者とそうでない者とにメリハリをつけ、給付及び負担のあり方を見直す。
- (4) 生活保護は給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止などさらなる厳格な運用が不可欠である。
- (5) 少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等を整備するなどの現物給付に重点を置くべきである。その際、企業も積極的に子育て支援に関与できるよう、企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討する。また、子ども・子育て支援等の取り組みを着実に推進するためには安定財源を確保する必要がある。
- (6) 中小企業の厳しい経営実態を踏まえ、企業への過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。

3. 行政改革の徹底

- (1) 国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制。
- (2) 厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の人員削減と能力を重視した賃金体系による人件費の抑制。
- (3) 特別会計と独立行政法人の無駄の削減。
- (4) 積極的な民間活力導入を行い成長につなげる。

4. マイナンバー制度について

5. 今後の税制改革のあり方

II. 経済活性化と中小企業対策

1. 新型コロナウイルスへの対応

コロナ禍はすでに二年近くわたっており、資金力の弱い中小企業の状況は限界に達している。その対策として持続化給付金等の支援措置が講じられたものの、不正受給の発生や、給付金の支給遅延等が生じるなど、さまざまな問題が表面化した。国、地方ともこうした事態に直面するのが初めてとはいえ、その対応は杜撰の排りを免れまい。中小企業は我が国企業の大半を占め、地域経済の活性化と

雇用の確保などに大きく貢献している。いわば経済社会の土台ともいえる存在であり、これが立ち行かなくなれば、経済全体にとっても取り返しのつかない事態に陥る。政府と自治体は複雑で多岐にわたるコロナ対策の周知・広報を徹底するとともに、申請手続きの簡便化やスピーディーな給付を行い、中小企業が存続を図れるよう全力で取り組む必要がある。

2. 中小企業の活性化に資する税制措置

- (1) 法人税率の軽減措置
中小法人に適用される軽減税率の特例15%を本則化するべきである。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。
- (2) 中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置租税特別措置については、公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したものは廃止を含めて整理合理化を行う必要はあるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充したうえで本則化するべきである。
 - ① 中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえで、「中古設備」を含める。
 - ② 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、損金算入額の上限(合計300万円)を撤廃し全額を損金算入とする。なお、それが直ちに困難な場合は、令和4年3月末日までとなっている特例措置の適用期限を延長する。
- (3) 中小企業の設備投資支援措置
中小企業経営強化税制(中小企業等経営強化法)や、中小企業が取得する償却資産に係る固定資産税の特例(生産性向上特別措置法)等を適用するに当たっては、手続きを簡素化するとともに、事業年度末(賦課期日)が迫った申請や認定について弾力的に対処する。

3. 事業継承税制の拡充

- (1) 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設
我が国の納税猶予制度は、欧州主要国と比較すると限定的な措置にとどまっており、欧州並みの本格的な事業承継税制が必要である。とくに、事業に資する相続については、事業従事を条件として他の一般資産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設が求められる。
- (2) 相続税、贈与税の納税猶予制度の充実
 - ① 猶予制度ではなく免除制度に改める。
 - ② 新型コロナウイルスの影響などを考慮すると、より一層、平成29年以前の制度適用者に対しても適用要件を緩和するなど配慮すべきである。
 - ③ 国は円滑な事業承継が図られるよう、経営者に向けた制度周知に努める必要がある。なお、新型コロナウイルスの影響により事業承継の時期を延期せざるを得ないケースもあることから、特例承継計画の提出期限(令和5年3月末日)および特例措置の適用期限(令和9年12月末日)を延長すべきである。
- (3) 取引相場のない株式の評価の見直し
取引相場のない株式の評価については、企業規模や業種によって多様であるが、企業価値を高めるほど株価が上昇し、税負担が増大する可能性があるなど、円滑な事業承継を阻害していることが指摘されている。現行の「取引相場のない株式は換金性に乏しいこと等を考慮し、評価のあり方を見直す必要がある。」

4. 事業継承税制の拡充

消費税は社会保障の安定財源確保と財政健全化に欠かせないが、軽減税率制度は事業者の事務負担が大きいうえ、税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から問題が多い。このため、かねてから税率10%程度までは単一税率が望ましく、低所得者対策は「簡素な給付措置」の見直しで対応するのが適当であることを指摘してきた。国民や事業者への影響、低所得者対策の効果等を検証し、問題があれば同制度の是非を含めて見直しが必要である。

- (1) 消費税の滞納防止は税率の引き上げに伴ってより重要な課題となっている。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。
- (2) システム改修や従業員教育など、事務負担が増大する中小企業に対して特段の配慮が求められる。
- (3) 令和5年10月からの「適格請求書等保存方式」導入に向け、本年10月より「適格請求書発行事業者」の登録申請がはじまる。新型コロナは小規模事業者等の事業継続に大きな困難をもたらしており、さらなる事務負担を求めれば休業廃業を加速することになりかねない。現行の「区分記載請求書等保存方式」を当面維持するなど、弾力的な対応が求められる。

Ⅲ. 地方のあり方

今般のコロナ禍は国と地方の役割分担の曖昧さや行政組織間の意思疎通不足、病院間の特性に応じた役割分担がなされていなかったことが浮き彫りとなった。これを機に、緊急時の医療体制を整備する必要があるが、そのためには国と地方、さらに自治体間の情報共有が不可欠であり、改めて広域行政の必要性を強調しておきたい。コロナ禍はまた、東京一極集中のリスクも浮き彫りにし、テレワークの拡大等により地方への転出が増加する傾向も見られた。しかし、その規模は極めて小さく地方の活性化を促す原動力にはなり得まい。やはり、地方自身がそれぞれの特色や強みをいかした活性化戦略を構築し、地域の民間の知恵と工夫により、新たな地場技術やビジネス手法を開発していくことが不可欠である。その際に最も重要なのは、地方が自立・自助の精神を理念とし、自らの責任で必要な安定財源の確保や行政改革を企画・立案し実行していくことである。コロナ対策費用についても、地方よりはるかに財政が悪化している国に依存するだけでは自らの責任を果たしているとは言えない。

「ふるさと納税制度」については、あたかも地方の活性化と財源確保の切り札であるかのような議論も見受けられるが、依然として返礼品に頼る安易さが指摘されている。そもそも住民税はあくまで居住自治体の会費であり、他の自治体に納税することは地方税の原則にそぐわないとされる。少なくとも納税先を納税者の出身自治体に限定するなどのさらなる見直しが必要である。

- (1) 地方創生では、さらなる税制上の施策による本社機能移転の促進、地元の特性に根差した技術の活用、地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材育成等、実効性のある改革を大胆に行う必要がある。また、中小企業の事業承継の問題は地方創生戦略との関係からも重要と認識すべきである。
- (2) 広域行政による効率化や危機対応について早急かつ具体的な検討を行うべきである。基礎自治体（人口30万人程度）の拡充を図るため、さらなる市町村合併を推進し、合併メリットを追求する必要がある。
- (3) 国に比べて身近で小規模な事業が多い地方の行財政改革には、「事業仕分け」のような民間のチェック機能を活かした手法が有効であり、各自自治体で広く導入すべきである。
- (4) 地方公務員給与は近年、国家公務員給与と比べたラスパイレス指数（全国平均ベース）が改善せずに高止まりしており、適正な水準に是正する必要がある。そのためには国家公務員に準拠するだけでなく、地域の民間企業の実態に準拠した給与体系に見直すことが重要である。
- (5) 地方議会は、議会のあり方を見直し、大胆にスリム化するとともに、より納税者の視点に立って行政に対するチェック機能を果たすべきである。また、高すぎる議員報酬の一層の削減と政務活動費の適正化を求め、行政委員会委員の報酬についても日当制を広く導入するなど見直すべきである。

Ⅳ. 震災復興

政府は東日本大震災からの復興について、令和3年度から7年度までの5年間を「第2期復興・創生期間」と位置付け、令和3年度以降の復興の円滑かつ着実な遂行を期することとしている。そのためにはこれまでの効果を十分に検証し、予算の執行を効率化するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き適切な支援を行う必要がある。とりわけ被災地における企業の定着、雇用確保を図ることが重要であり、実効性のある措置を講じるよう求める。

また近年、熊本地震をはじめ地震や台風などによる大規模な自然災害が相次いで発生しているが、東日本大震災の対応などを踏まえ、被災者の立場に立った適切な支援と実効性のある措置を講じ、被災地の確実な復旧・復興等に向けて取り組まねばならない。その際、被災者支援の観点から、災害による損失を雑損控除と切り離れた、新たな控除制度の創設について検討すべきである。

Ⅴ. その他

1. 納税環境の整備

2. 環境問題に対する税制上の対応

3. 租税教育の充実

《税目別の具体的課題》

1. 法人税関係

- (1) 役員給与の損金算入の拡充
- (2) 交際費課税の適用期限延長
- (3) 欠損金繰戻還付の特例の適用期限延長

2. 所得税関係

- (1) 所得税のあり方
 - ① 基幹税としての財源調達機能の回復
所得税は重要な基幹税の一つであるが、各種控除の拡大などにより空洞化が指摘されている。基幹税としての財源調達機能を回復するためにも、所得税は国民が能力に応じて適正に負担すべきである。

② 各種控除制度の見直し

各種控除は、社会構造変化に対応して合理的なものに見直す必要がある。とくに、人的控除については累次の改正の影響を見極めながら、適正化を図るべきである。

③ 個人住民税の均等割

地方税である個人住民税の均等割についても、応益負担原則の観点から適正水準とすべきである。

(2) 少子化対策

3. 相続税・贈与税関係

- (1) 現在、政府等において、「資産移転の時期の選択に中立的な税制」の構築に向け、相続税と贈与税をより一体的に捉えて課税することが検討されている。制度を見直すに当たっては、格差拡大を防止することに留意する必要があるが、税負担が今以上に重くならない仕組みとすべきである。
- (2) 制度が見直されるまでの間、贈与税は経済の活性化に資するよう見直すべきである。
 - ① 贈与税の基礎控除を引き上げる。
 - ② 相続時精算課税制度の特別控除額（2,500万円）を引き上げる。

4. 地方税関係

- (1) 固定資産税の抜本的見直し
 - ① 商業地等の宅地を評価するに当たっては、より収益性を考慮した評価に見直す。
 - ② 家屋の評価は、経過年数に応じた評価方法に見直す。
 - ③ 償却資産については、納税者の事務負担軽減の観点から、申告対象外となる「少額資産」の範囲を国税の中小企業の少額減価償却資産（30万円）にまで拡大するとともに、賦課期日を各法人の事業年度末とすること。また、諸外国の適用状況等を踏まえ、廃止を含め抜本的に見直すべきである。
 - ④ 固定資産税の免税点については、平成3年以降改定がなく据え置かれているため、大幅に引き上げる。
 - ⑤ 国土交通省、総務省、国税庁がそれぞれの目的に応じて土地の評価を行っているが、行政の効率化の観点から評価体制は一元化すべきである。
- (2) 事業所税の廃止
市町村合併の進行により課税主体が拡大するケースも目立つ。事業所税は固定資産税と二重課税的な性格を有することから廃止すべきである。
- (3) 超過課税
住民税の超過課税は、個人ではなく主に法人を課税対象としているうえ、長期間にわたって課税を実施している自治体も多い。課税の公平を欠く安易な課税は行うべきでない。
- (4) 法定外目的税
法定外目的税は、税の公平性・中立性に反することのないよう配慮するとともに、税収確保のために法人企業に対して安易な課税は行うべきではない。

5. その他

- (1) 配当に対する二重課税の見直し
配当については、現行の配当控除制度で法人税と所得税の二重課税の調整が行われているものの不十分であり、さらなる見直しが必要である。
- (2) 電子申告
国税電子申告（e-Tax）の利用件数は年々拡大してきているが、さらなる促進を図る観点から、制度の一層の利便性向上と、地方税の電子申告（eLTAX）とのシステム連携を図る必要がある。

令和4年度税制改正スローガン

- ポストコロナの経済再生と財政健全化を目指し、税財政改革の実現を!
- 適正な負担と給付の重点化・効率化で、持続可能な社会保障制度の確立を!
- コロナの影響はまだ残る。深刻な打撃を受ける中小企業に、実効性のある対策を!
- 中小企業にとって事業承継は重要な課題。本格的な事業承継税制の創設を!



理事会報告

10月19日(火) 法人会会議室において、上田署長、白土副署長、二渡法一統括官、佐藤法一上席調査官のご出席を賜り、理事・監事20名が出席し開催した。

議題は、下記についての審議をおこなった。

1. 「委員会規定」一部変更承認の件
2. 「役員選任・退任規定」一部変更承認の件
3. 「備品購入」承認の件



事業 Report

第38回源泉所得税研修会 第一講・開講式

9月29日(水)

源泉部会

全6回にわたり研修会を開催。第1回目として9月28日(水)は受講者10名が出席した。鶴見税務署法人第1統括官二渡様をお迎えし、戸邊源泉部会長が出席して開講式をおこなった。これ以降のテーマごとの聴講についても、皆様の参加をお待ちしております。



初級簿記講習会

10月4日(月)～15日(金)

税制委員会

全10日間の講習会を法人会会議室にて開催した。東京地方税理士会鶴見支部の佐々木順一税理士(前半)、西澤博史税理士(後半)が講師を担当し、会員企業延べ51名の受講者が簿記の仕組みから決算までの講習を受けた。



第25回

ほうじん劇場放映のご案内

毎年恒例の「ほうじん劇場」ですが、今年も新型コロナウイルスの影響により、下記のスケジュールで、YOUテレビにてテレビ放映することとなりました。

本放送

■地上 11ch 11月 8日(金)～11月21日(日) 午後3時～4時／午後9時～10時
＜YOUチャンネルスペシャル枠で放送＞

■地上 10ch 11月12日(金)～11月25日(木) 午後6時～7時

出演者



古今亭 志ん彌(落語)



金原亭 乃乃香(落語)



三遊亭 笑遊(落語)



U字工事(漫才)

第25回ほうじん劇場

公益社団法人 鶴見法人



鶴見、札幌

第12回 税に関する絵はがきコンクール

小学生のみなさん
大募集!

税金は毎日の生活の中でどのように役立っているのかということを知っていただき、理解と関心を深めていただくために実施いたします。ぜひ、お知り合いの方々へのお声かけをお願いいたします。

募集内容

- ① テーマ** 税に関する絵
(例えば、税金で造られている建物・施設、税金で購入される物品、税金で行われている仕事など)
- ② 応募資格** 鶴見区在住、又は鶴見区の小学校に在学している小学生が対象です。
- ③ 応募点数** 児童1人につき1点とします。
- ④ 税に関する絵は必ずご本人が書いてください。**

絵を描くときのポイント

- サインペン、濃い色鉛筆などで濃くふちどりをしたり、濃く色ぬりをするといよいよ。
- 標語も入れるといいよ。
- 背景にも色をぬってね。

鶴見税務署長賞



鶴見法人会 会長賞



鶴見法人会 女性部会賞



※法人会事務局にも「第12回税に関する絵はがきコンクール」の応募用紙があります。

アイデア賞



④ 応募方法及び応募先

「郵便はがき」裏面に①のテーマの絵を描いてください、文字・標語の書き入れは濃くはっきりとお書きください。表面には、下記の必要事項をご記入ください。

1. 住所
 2. 氏名 (フリガナ)
 3. 小学校名
 4. 学年
- 郵便ポストに投函して、ご応募ください。
また、描画素材は問いません。文字や標語の描き入れも可とします。

〔応募先・お問い合わせ先〕

〒230-0051 横浜市鶴見区鶴見中央4-36-1
ナイス第2ビル5階
公益社団法人 鶴見法人会 tel 045-521-2531

⑤ 応募締切

2022年1月11日(火)必着

⑥ 審査

応募作品は、応募者全員の中から公正に審査を行い選定致します。

⑦ 表彰・発表

審査結果(入選作品)は当会ホームページまたは広報誌にて発表するとともに当会事務局を通じてご本人に通知致します。

なお、優秀作品につきましては、表彰状と副賞を贈ります。又、公益財団法人 全国法人会総連合(女性部会)が実施するコンクールに出展いたします。

- ・ 鶴見税務署長賞
- ・ 鶴見法人会 会長賞
- ・ 鶴見法人会 女性部会賞

★ 副賞 ★
図書カード

⑧ 注意事項

- (1) 応募作品に関する権利は、ご応募と同時に主催者である法人会に帰属します。
- (2) 応募作品の返却はいたしませんので、あらかじめご了承ください。
- (3) 応募作品は法人会ホームページやパンフレット等への掲載、または法人会が行う事業において展示することがあります。
- (4) 応募者の個人情報(入選者等)への連絡や表彰状の送付、展示など「税に関する絵はがきコンクール」事業の実施のためにのみ使用します。

〈主催〉 公益社団法人 鶴見法人会 女性部会
公益財団法人 全国法人会総連合
〈後援〉 国 税 庁

63

2300051

鶴見区中央 4-36-1
ナイス第2ビル5階
公益社団法人
鶴見法人会 女性部会 行

1. 住所
2. 氏名 (フリガナ)
3. 小学校名
4. 学年

ワッくん鶴見カルタのポイントめぐり

お散歩マップ紹介シリーズ第三弾 「これぞ鶴見、



お散歩マップ紹介シリーズもいよいよ3回目。今回は緊急事態宣言中の取材のため閉鎖された施設も多く、苦勞しました。



さて、スタートは鶴見駅西口。バスターミナルを抜けたマクドナルドの先に、最初のポイント「成願寺」があります。建立は約1170年前、さらに約110年前には総本山総持寺が能登から移転するにあたり、境内地を献納したといわれています。バス通りから見える立派な仁王像には馴染みのある方が多いかもしれません。



続いてはその「㊤ 大本山総持寺」へ。マクドナルドの角を右折して東

神奈川方向に進んでいくと、線路にぶつかるあたり、総持寺参道の入り口が開けてきます。例年11月3日にこの参道を中心に開催されていた「つるみ夢ひろば」も2年連続で中止となり、寂しい限り。また出店が並び、にぎやかに人の集うお祭りを期待したいものです。参道を登っていくとカルタにも読まれる大きな門、三門(山門)に当たります。



門をくぐって、右へと進むと百軒廊下を越え、芝生の奥に大祖堂が見えてきます。節分のニュースなどでこの緑の大屋根を見たことがある方も多いかもしれません。さらに仏殿、放光殿と広い芝生の境内をくると回るだけでも穏やかな気持ちになれ

そう。そのまま大駐車場脇へと降りてきます。



尚、コロナ対策として10月以降も百軒廊下より奥への拝観は制限が続いていますので、おいでの際はご確認ください。駐車場奥には、昭和38年に起きた「鶴見事故慰霊碑」や「放光観音」などもあります。さて駐車場入口に戻って、梅壽庵の脇の小道へと進んでいきましょう。



ワックンカルタで鶴見を散歩



シンボルをめぐる」



三松幼稚園からさらに進み「㊸東福寺」へ。境内には子育て観世音菩薩像が静かに見守っています。

そこから進むのは「㊹旧花月園」ですが、遊園地・競輪場として長く親まれたエリアは現在、公園として再生すべく工事中。完成が楽しみです。



ここで線路の西側でのポイントは終了。東側へと線路を渡るのですが、ここでマップと実際に大きな相違点が現れます。そう、京浜急行の「花月園前駅」は2020年3月に「花月総持寺駅」と名前が変わったのです。橋上駅の通路を通過して、JR・京浜急行の線路を越えて、東側へ降りていきます。そのまま国道15号線（第一京浜国道）を渡って、さらに鶴見川方向に進むと魚河岸通りに出ますので一旦左に折れるとまもなく慶岸寺となります。

それでは魚河岸通りを戻っていきましょう。例年11月



23日に開催される生麦旧東海道まつり（魚河岸祭り）、昨年は残念ながらコロナ禍の影響で中止となりましたが、今年は開催する方向で準備が進められているそうです。



さらに川沿いへと進むと、鶴見川の河口近く、親水広場が形成された河口干潟があります。水天宮から魚河岸通りへ戻ると蛇も蚊も祭りが行われる「㊺道念稲荷」の連なる赤い鳥居が目に入ります。



さらに魚河岸通りを進んでいくと、生麦事件の発生場所がありますが、一般のお宅なので静かにプレートだけ拝見しましょう。



大黒へ向かう広い通りを渡ると、もう一か所の蛇も蚊も祭り開催地「㊻原の神明社」があります。



その先にあった「㊼生麦事件碑」はキンビール横浜工場の入口付近に移設しているのでご注意ください。



また現在「㊽キンビール横浜工場」ではリニューアルのため見学施設等を閉鎖しています。コロナ感染状況により延期されていたその再開日は、来年1月ごろを目指して検討中とのこと。待ち遠しいです。

このお散歩マップは、鶴見区役所2階の「つるみ区民活動センター」に置いてあります。

（なお、コロナ禍の影響で開場時間等を変更している施設があります。ご利用の際は各施設にお問い合わせください。）

年末調整手続の電子化について

年末調整手続の電子化について

年末調整の際に従業員が作成して勤務先に提出する「保険料控除申告書」などの書類については、従業員から電子データにより提出（提供）を受けることが可能です。また、これらの書類に添付していた保険会社から送付されている「控除証明書」についても電子化が進んでいます。

国税庁では、控除証明書データを利用して簡単に保険料控除申告書などの電子データを作成することができる「年末調整控除申告書作成用ソフトウェア」（以下「年調ソフト」といいます。）を提供しています。

（年末調整手続の電子化による手続の流れ）

- ① 従業員が、保険会社等から控除証明書等を電子データで受領
 - ② 従業員が、①の電子データを年調ソフトにインポート（自動入力、控除額の自動計算）
 - ③ 従業員が、控除額が自動計算された保険料控除申告書などの書類を電子データにより勤務先へ提供
 - ④ 勤務先において、③の電子データを給与システムにインポート※して年税額を計算
- ※ご利用の給与システムが年調ソフトから出力されたデータの取込みに対応している必要があります。

年末調整手続の電子化のメリット

（勤務先のメリット）

- ① 保険料控除や配偶者（特別）控除の控除額の検算が不要
- ② 控除証明書等のチェックが不要（従業員が控除証明書等データを利用した場合）
- ③ 従業員からの問合せが減少
- ④ 年末調整関係書類の保管コストの削減

（従業員のメリット）

- ① 控除額等の記入・手計算が不要
- ② 控除証明書等データを紛失しても再交付依頼が不要
- ③ 勤務先からの問合せが減少

年末調整手続の電子化についての詳細

年末調整手続の電子化については、国税庁ホームページの「年末調整手続の電子化に向けた取組について」（<https://www.nta.go.jp/users/gensen/nenmatsu/nencho.htm>）にパンフレットやfaqを掲載しています。

また、従業員の方が保険料控除申告書などを電子的に作成するための「年調ソフト」は公式アプリストアからダウンロードすることができます（公式アプリストアからのダウンロード方法は、国税庁ホームページに掲載しています。ダウンロードできない場合は、パソコン版のみ国税庁ホームページからもダウンロードできます。）。

さらに、インターネット番組「Web-TAX-TV」（<https://www.nta.go.jp/publication/webtaxtv/index.html>）では、年末調整電子化の概要、年調ソフトの使い方、マイナポータルを利用した年末調整手続の更なる簡便化などの動画を掲載しています。

マイナポータル連携について

従業員の方が保険会社等から取得する控除証明書等データについては、保険会社等のウェブサイトから入手する方法のほか、マイナポータルを通じて一括取得することができます（マイナポータル連携）。

詳しくは国税庁ホームページの「マイナポータル連携特設ページ」（<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/mynumberinfo/mynapo.htm>）をご覧ください。



バス研修会

令和4年2月19日(土) 実施予定
別紙バス研修会のお知らせをご覧ください。(申込書)



グリーンアウトレット1/2 「人の手」によってひとつひとつ包装されています



売店ではワイン5~6種類の無料試飲ができます



いちご狩り ご昼食/煮あわびせいろ御膳



野菜詰め放題 県下最大 山梨県の特産品を販売しています



横浜市からのお知らせ

給与支払報告書や償却資産申告書は eLTAX で電子提出を！

～給与支払報告書の提出について～

- ◆給与支払報告書を eLTAX（地方税ポータルシステム）で提出すると、翌年度の特別徴収税額通知の内容を電子データで受け取ることができます。
- ◆特別徴収税額通知を電子データで受け取っている場合、地方税共通納税システムで電子納税する手順がより簡易になります（入力項目が減少し、省力化できます。）。
- ◆紙で提出する場合は、必ず令和4年度の様式を使用してください。旧様式では正しい金額で課税がされないおそれがあります。

○法令上の提出期限は1月31日ですが、1月20日までの早期提出にご協力をお願いします

1月25日頃から提出が非常に集中するため、提出後のお問合せ等に対応することが困難になります。早期提出にご協力ください。

○eLTAXで提出する際の市区町村コードは「141003」（横浜市のコード）です

eLTAXを利用して横浜市に給与支払報告書を電子提出する際は、提出先の市区町村コードは「141003」（横浜市のコード）としてください。横浜市では、給与支払報告書は特別徴収センターで一括して受取しています。

○納入書は前年度の納入方法にあわせて送付しています

横浜市では、個人住民税（特別徴収分）の納入書は給与支払報告書（総括表）の「納入書の送付」欄の記載内容によらず、事業者様の前年度の納入方法にあわせて送付を決定しています（電子納税をされている事業者様には納入書は送付していません。）。

○退職等により普通徴収とする場合の入力方法

横浜市では特別徴収の推進を行っておりますが、退職等の事由により普通徴収とする場合は、給与支払報告書の「普通徴収」欄にチェックし、摘要欄に普通徴収切替理由に該当する符号（「普A」～「普F」のいずれか）を入力してください。未入力の場合、特別徴収となる場合があります。

【お問合せ先】横浜市特別徴収センター（財政局法人課税課）

〒231-8314 横浜市中区山下町2番地 産業貿易センタービル5階 電話：045-671-447
受付時間：8時45分～17時15分（土・日・祝日・休日・年末年始を除く）



横浜市 特別徴収

検索

～償却資産申告書の提出について～

<よくある質問>

Q1 申告書にはマイナンバー又は法人番号を記載する必要がありますか？

A1 個人の方はマイナンバー、法人は法人番号を記載していただけます。

Q2 当社は横浜市内の複数の区に事業所を持っています。申告書は全市分を1枚にまとめても良いですか？

A2 資産が所在する区ごとに申告書を作成し、全て償却資産センターに提出してください。

<お知らせ>

地方税法の改正により、今年度からは申告書への押印は不要となりました。

【お問合せ先】横浜市償却資産センター（財政局償却資産課）

〒231-8343 横浜市中区山下町2番地 産業貿易センタービル5階
電話：045-671-4471 Fax：045-663-9347
受付時間：8時45分～17時15分（土・日・祝日・休日・年末年始を除く）
※区役所では受け付けておりませんのでご注意ください。



横浜市 償却資産センター

検索

■各種申告書は、便利な電子申告（eLTAX）をご利用ください！

<https://www.eltax.lta.go.jp/>

エルタックス

検索

■新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のために、窓口に向わずに次の納付方法で市税の納付ができます。

・地方税共通納税システム ・ペイジー納付 ・クレジット納税 ・スマホ決済 ・口座振替

※令和3年4月からPayPay銀行、楽天銀行でペイジー納付及び口座振替が可能です。

横浜市 納税方法

検索